

富士吉田市
介護保険 住宅改修の手引き

令和 4 年 4 月 改訂版

富士吉田市役所
市民生活部 健康長寿課 介護保険担当

1. 住宅改修の趣旨等

介護保険における「住宅改修費の支給」につきましては、要介護・要支援の認定を受けている方が、可能な限り在宅で自立した生活を行うことができるように、手すりの取り付けなど保険給付の対象となる住宅改修を行った場合に、費用の一定割合を支給するものです。

保険給付の対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないように、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡なども考慮して、手すりの取り付け、段差の解消など比較的小規模なものとしており、支給限度基準額（利用限度額）についても、これらに通常要する費用を勘案して20万円となっています。

2. 保険給付の対象となる住宅改修の種類

(1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒防止、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差や傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事などが対象になります。なお、取付工事で固定しないスロープは福祉用具貸与になります。昇降機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象になりません。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室における床材の滑りにくいものへの変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更等の工事が対象になります。

(4) 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替工事のほか、戸車の設置などの工事も対象になります。ただし、引き戸等への扉の取り替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置費用は保険給付の対象になりません。

(5) 洋式便器等への便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事や、既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象になります。また、和式便器から、暖房便座や洗浄機能などが付加されている洋式便器への取り替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能などの付加は対象になりません。なお、腰掛便器の設置は福祉用具購入の対象となります。

(6) 上記の改修に付帯して必要となる改修

上記(1)～(5)の改修に付帯して行われる工事も対象となります。

3. 支給限度額と支給限度額のリセット

被保険者1人に対する住宅改修の支給限度基準額(利用限度額)は、要介護状態区分に関わらず20万円となっています。消費税を含む20万円までの費用について、被保険者の負担割合(1割～3割)に応じて、(7割～9割)を住宅改修費として保険給付します。なお、支給限度基準額(20万円)の範囲内であれば、何回かに分けて利用(支給申請)することも可能です。また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20万円を超えた部分は全額自己負担になります。

上記に関わらず、次の場合に該当する場合は、支給限度額がリセットされます。

① 次の表に定める「介護の必要性の程度」が3段階以上上がった場合

「介護の必要性の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1 又は 要支援2
第一段階	要支援1

リセット表

初回工事時の要介護状態区分	追加工事時の要介護状態区分
要支援1	要介護3、4、5
要支援2 又は 要介護1	要介護4、5
要介護2	要介護5

※介護度の変化によるリセットは1回限りです。

※3段階リセットが適用された場合、前回の住宅改修の残額が残っていたとしてもリセットされ、支給限度額は20万円となります。

※「介護の必要性の程度」の段階が3段階以上上がっても自動的に支給限度額のリセットは行われず、その時点で住宅改修を行わなければ、リセットされません。

② 転居した場合

4. 償還払いと受領委任払い

住宅改修費の支払い・支給方法については、被保険者が一旦全額を改修業者に支払い、あとから保険給付分の支給を受ける「償還払い」が原則となりますが、富士吉田市では、一時的に住宅改修費の全額負担が困難な方向けに自己負担分のみを改修業者へ支払い、保険給付分を市から改修業者に直接支給する「受領委任払い」の方法を選択することもできます。ただし、「受領委任払い」を選択する場合は、被保険者に一定の要件がありますので、ご注意ください。

(1) 住宅改修の利用要件

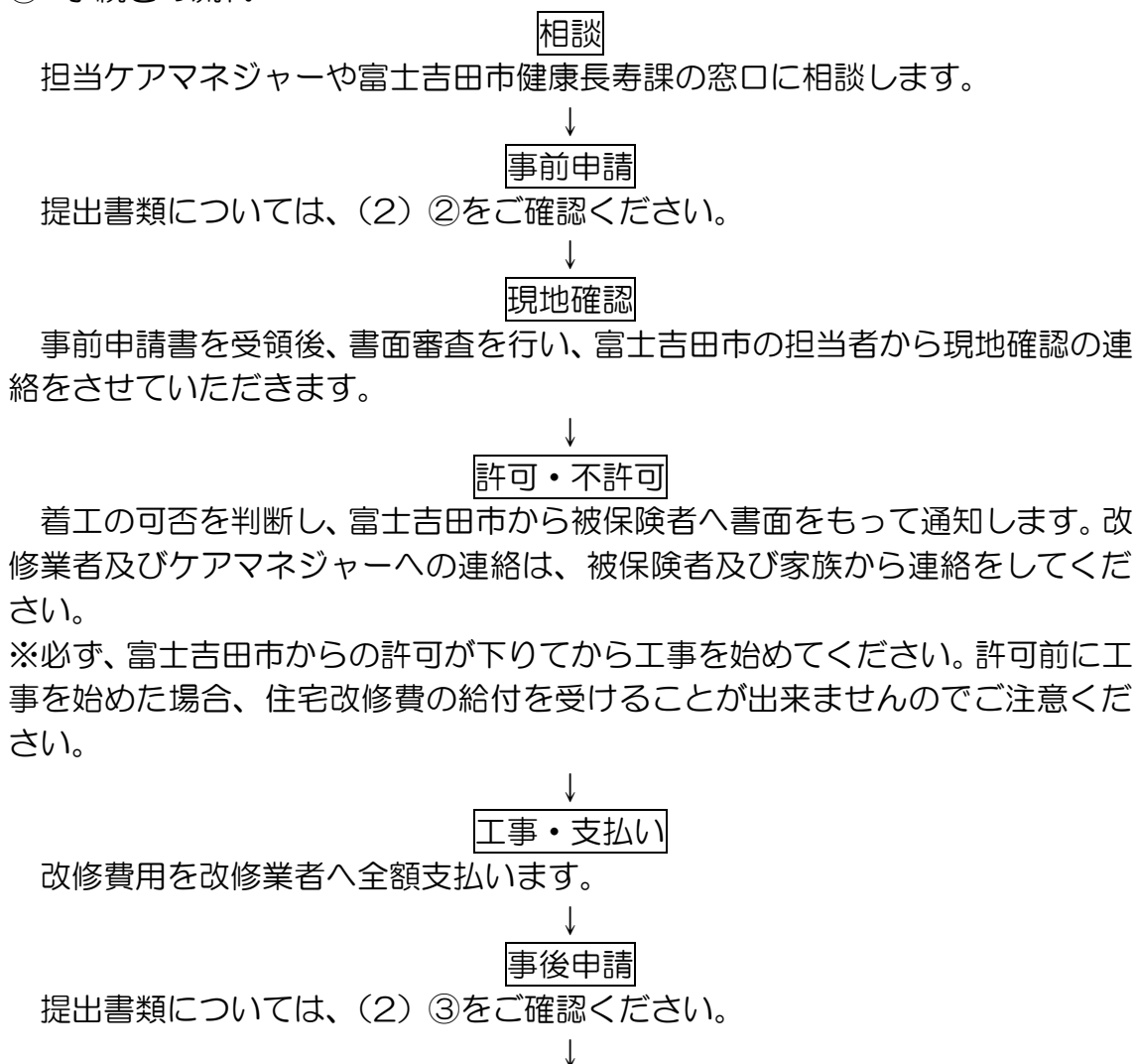
- ・ 富士吉田市の被保険者であること
- ・ 要介護（要支援）の認定を受けていること（※）
- ・ 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅に実際に居住し、在宅で生活されていること
- ・ 住宅改修工事の着工日と工事完了日が要介護（要支援）認定の有効期間内であること

※現在、入院中及び要介護・要支援認定申請中の方でも住宅改修の申請をすることができます。ただし、次に該当する場合、工事費の全額が自己負担となり、保険給付の対象外となります。

- ・ 入院中で退院することができなかった（在宅復帰することができなかった）場合
- ・ 申請中の方で介護認定審査会の結果、非該当（自立）となった場合

(2) 償還払いによる手続き

① 手続きの流れ



保険給付

支給・不支給の決定がされると富士吉田市より書面をもって通知します。なお、通知日は、支給日の概ね1週間前です。また、支給日は原則、事後申請後の翌月20日です。

② 事前申請について（様式及び記入方法については、10 ページからの様式集をご確認ください。）

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（市指定様式）
- ・ 住宅改修が必要な理由書（理由書を作成することができる方は、介護支援専門員・福祉住環境コーディネーター2級以上の方等です）
- ・ 工事着工前の写真（日付入り）デイト付きカメラ若しくは、作成日が分かるように撮影してください。
- ・ 工事費の見積書
- ・ 住宅の平面図
- ・ 材料のカatalogの写し
- ・ 住宅の所有者が被保険者でない場合、所有者からの許可を得た書類
- ・ その他市長が必要とする書類

③ 事後申請について

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る工事完了届（市指定様式）
- ・ 工事費の内訳書
- ・ 改修後の写真（日付入り）デイト付きカメラ若しくは、作成日が分かるように撮影してください。
- ・ 領収書
- ・ その他市長が必要とする書類

(3) 受領委任払による手続き

① 次に該当する方は、受領委任払を利用することが出来ません。

- ・ 要介護・要支援認定を受けていない方（要介護・要支援認定申請中で認定結果が出ていない方）
- ・ 介護保険料の滞納がある方
- ・ 支払方法変更の記載を受けている方
- ・ 保険給付差止めの記載を受けている方
- ・ 給付額減額等の記載を受けている方

② 手続きの流れ

相談

担当ケアマネジャーや富士吉田市健康長寿課の窓口にご相談します。



事前申請

提出書類については、(3) ②をご確認ください。

↓
現地確認

事前申請書を受領後、書面審査を行い、富士吉田市の担当者から現地確認の連絡をさせていただきます。

↓
許可・不許可

着工の可否を判断し、富士吉田市から被保険者へ書面をもって通知します。事業者及びケアマネジャーへの連絡は、被保険者及び家族から連絡をしてください。

※必ず、富士吉田市からの許可が下りてから工事を始めてください。許可前に工事を始めた場合、住宅改修費の給付を受けることが出来ませんのでご注意ください。

↓
工事・支払い

改修費用のうち被保険者は、負担割合分（１～３割）のみを改修業者へ全額支払います。

↓
事後申請

提出書類については、(3) ④をご確認ください。

↓
支給・不支給の決定

支給・不支給の決定後、被保険者・改修業者へ書面をもって通知します。
※支給決定後、改修業者から請求書（指定様式）を富士吉田市へ提出して頂き次第、富士吉田市から改修業者へ（７～９割分）支払いを行います。
※受領委任払いを選択する場合、必ず改修業者へ被保険者証と負担割合証を提示して下さい。

③ 事前申請について（様式及び記入方法については、10 ページからの様式集をご確認ください。）

- ・ 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（市指定様式）
- ・ 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に関する同意書兼誓約書（市指定様式）
- ・ 住宅改修が必要な理由書（理由書を作成することができる方は、介護支援専門員・福祉住環境コーディネーター２級以上の方等です）
- ・ 工事着工前の写真（日付入り）データ付きカメラ若しくは、作成日が分かるように撮影してください。
- ・ 工事費の見積書
- ・ 住宅の平面図
- ・ 材料のカatalogの写し
- ・ 住宅の所有者が被保険者でない場合、所有者からの許可を得た書類

- ・ その他市長が必要とする書類

④ 事後申請について

- ・ 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る工事完了届（受領委任払用）（市指定様式）
- ・ 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る住宅改修費明細書兼確認書（市指定様式）
- ・ 工事費の内訳書
- ・ 改修後の写真（日付入り）デイト付きカメラ若しくは、作成日が分かるように撮影してください。
- ・ 自己負担額が記載された領収書等
- ・ その他市長が必要とする書類

※償還払い・受領委任払いを問わず、見積書・内訳書・領収書は、必ず被保険者名のものを提出してください。

※平成 30 年 7 月 13 日、老高発 0713 第 1 号において、「居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。」とされています。そのため、住宅改修工事を行う業者を選定する際には、複数業者から見積りを取り、比較するようにしてください。

5. 富士吉田市介護保険住宅改修に関する Q&A

(1) 住宅改修制度全般について

- ① 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。
→介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となるため、対象外である。
- ② 新築の自宅は対象になるのか。
→対象外である。ただし、申請時において住宅の引き渡しが行われているのであれば対象となる。
- ③ 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。
→被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象となる。
- ④ 賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。
→住宅改修の支給対象とはならない。
- ⑤ 賃貸アパート等の廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。
→アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限り対象である。しかし、洗面所やトイレが共同となっている場合

など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

- ⑥ 住宅改修前に被保険者本人が死亡した場合、住宅改修費の支給を受けられるか。

→すでに改修が終わっている部分については給付対象となるが、改修が終わっていない部分は給付対象とはならない。

- ⑦ 改修内容が変更になった場合、必要な手続きがあるか。

→軽微な変更であれば、富士吉田市へ連絡を入れ、承認を得ることで工事続行可能である。しかし、工事内容が大幅に変更になる場合は、再度申請が必要である。また、富士吉田市へ変更の連絡をすることなく、工事内容を変更した場合、支給対象外となることもある。

- ⑧ 諸経費は、どこまで認められるのか。

→住宅改修に要する経費であることと、他事例とと比較して著しく高額でないこととする観点から、原則として工事費の 10%以内とする。具体的には、消耗品費・運搬費・搬入費・養生費・交通費・燃料費・事務経費等です。ただし、申請代行料や写真代、作業員の損害保険料は、対象になりません。また、見積書・内訳書への諸経費の内訳の記入の必要は、ありませんが、利用者から説明を求められた際には、内容の詳細を明示する必要があります。

- ⑨ 転入前の住宅改修について

→事前に富士吉田市役所健康長寿課へご相談ください。

(2) 手すりの取り付けについて

- ① 手すりの変更（材料を含む）は対象となるか。

→被保険者の身体状況から、太さや材質など現状の手すりが合わなければ、給付対象となる。

- ② 手すりの老朽化による取替えは、対象となるか。

→対象外である。

- ③ 家具等への手すりの取付けは対象となるか。

→固定することのできないものへの取り付けは、対象外である。

(3) 段差の解消について

- ① 上がり框の段差解消のための踏み台の設置は、対象となるか。

→固定をすれば対象となる。

- ② 浴室床と浴槽の段差解消（すのこの設置）は、対象となるか。

→固定を行うのであれば対象であるが、置くだけであれば福祉用具での対応となる。

- ③ 玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

→対象となる。

(4) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

- ① 階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを貼り付けたりする場合は給付の対象となるか。
→対象となる。ただし、カーペットを置くのみであれば対象外である。
- ② 車いすの運びが重く、畳・カーペットからフローリングにする場合は、対象となるか。
→対象となる。

(5) 引き戸等への扉の取り替え

- ① 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合や戸車を交換する場合は住宅改修の支給対象となるか。
→既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、単に老朽化したものは対象外である。
- ② 壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は給付の対象となるか。
→引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合もあるので、その場合に限り、「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付の対象となるが、既存の扉を継続して利用する場合は、対象外となる。

(6) 洋式便器等への便器の取り替え

- ① 非水洗から水洗への工事は、対象となるか。
→対象外である。
- ② 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。
→洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
- ③ 和式便器から洋式便器への交換に伴う壁紙の張替えは、対象となるか。
→元々和式便器が取付けられていた部分（必要最低限）のみ、内訳書で面積按分すれば給付対象。トイレ全体の工事と保険対象工事双方の金額がわかる内訳書も添付すること。
- ④ 和式便器の上に置く便座は対象となるか。
→工事を伴うものについて対象となる。具体的には、TOTOスワレット等がこれにあたる。腰掛便座、補高便座は福祉用具で対応する。
- ⑤ 洋式トイレの新設は、対象となるか。
→現在、設置されているトイレが和式便器であり、洋式トイレを新設後、既存の和式トイレを取り壊すのであれば、対象となる。
- ⑥ 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。
→対象外である。
- ⑦ 和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事及び電気工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となるか。

→排水管の長さや位置を変更する工事は、付帯工事の対象となるが電気工事は付帯工事対象外である。

(7) (2)～(6)の改修に付帯して行われる工事について

- ① 手すりを固定するために必要な壁の補強板の取り付けは、対象となるか。

→対象となる。

- ② 扉を変更する際、開口を広げる工事は、対象となるか。

→対象となる。

(8) ユニットバスの設置について

ユニットバスの設置のみでは対象外である。しかし、介護保険住宅改修該当部分（手すりの設置や段差の解消等）のみの金額を按分して内訳書に記載すれば給付対象となる。その際、ユニットバス全体の工事と保険対象工事双方の金額がわかるものを添付すること。（按分についてはメーカーへ問い合わせをして下さい。）

詳細については、事前に富士吉田市役所健康長寿課へご相談ください。

6. お問い合わせ先

〒403-8601

山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号（市役所東庁舎1階）

富士吉田市役所 市民生活部

健康長寿課 介護保険担当

電話番号：0555-22-1111（439、447、449、450）

様式集

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 介護保険住宅改修見積書/内訳書
- 住宅改修の承諾についてお願い（賃貸住宅の場合）
- 住宅改修の承諾書（住宅の所有者が本人以外の家族の場合）
- 介護保険に係る請求・受領権委任書（償還払いにおいて被保険者以外の家族に支給する場合）
- 介護保険住宅改修費支給申請に係る工事完了届
- 富士吉田市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に関する同意書兼誓約書
- 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る工事完了届（受領委任払用）
- 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る住宅改修費明細書兼確認書
- 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払請求書

(表 面)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書									
フリガナ 被保険者 氏 名	ヨシダ タロウ				保険者番号	1 9 2 0 2 1			
	吉田 太郎				被保険者番号				
個人番号									
月 日	昭和 ○ 年○月○日生				性 別	男			
所 の 内 容 及 規 模	〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1				電話番号0555-22-1111				
	吉田 二郎								
廊下 手すりの設置					現地確認の連絡をさせていただきますので日中、連絡の取れる電話番号も記入してください。				
改修費用					200,000 円				
富士吉田市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 住所 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1 申請者 電話番号 0X0-1234-5678 0555-22-1111 氏名 吉田 太郎									
注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められた住宅改修費を被保険者以外の家族の口座に振込する場合、委任状が必要です。									
居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。									
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	① 普通預金 ② 当座預金 ③ その他	1 2 3 4 5 6 7					
	フリガナ 口座名義人	ヨシダ シロウ 吉田 二郎							

(裏 面)

※この欄には、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

また、改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

領収書
及び理
由書等
の添付
欄

(添付欄)

(別紙 2)

住宅改修が必要な理由書

(P1)

〈基本情報〉

利 用 者	被保険 者番号		年齢	歳	生年 月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女
	被保険 者氏名	吉田 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支 援	要介護						
				1・2	経過的 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5						
	住 所	山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1									

作 成 者	現 地 確 認 日	年	月	日	作成日	年	月	日
	所 属 事 業 所							
	資 格	(作成者が介 護支援専門員 でないとき)						
	氏 名							
	連 絡 先							

保 険 者	確認日	年	月	日	評 価 欄	
	氏 名					

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況なのかを記入してください。屋内及び屋外での移動方法(自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など)を記入してください。	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定																															
介 護 状 況	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記入してください。																																
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	住宅改修によって利用者・家族は介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか(特に何を希望しているか)また、その効果を記入してください。	●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易トイレ ●スロープ	<table><tr><th>改修前</th><th>改修後</th></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr></table> 改修前と改修後想定される福祉用具の利用状況を記入してください。	改修前	改修後	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
改修前	改修後																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																
☐	☐																																

住宅改修が必要な理由書

(P2)

（P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。）

活動	① 改善をしようとしている動作	② ①の具体的な困難な状況 (…なので…で困っている)を 記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…すること で…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 手すりの取付け () ☐ 段差() ☐ 引き出し() ☐ 便器() ☐ 滑り止め(変更) ☐ その他()
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場でも姿勢保持 (洗体・先髪を含む) ☐ 浴室の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴室内での姿勢保持 ☐ その他()	生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状などを具体的に記入してください。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述してください。 改修内容は、場所だけでなく「手すり」なら、「便器横壁面」等その取付箇所まで記述してください。
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入り ☐ 移動		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	
その他の活動	現状の改善を必要とする動作についてレ点チェックをしてください。今回改修対象でない項目のチェックは必要ありません。		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	

吉田 太郎 様 介護保険住宅改修見積書/内訳書(例)

山梨県富士吉田市下吉田1842
株式会社 富士吉田 代表取締役 吉田 三郎

住宅改修の 種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価(円)	金額(円)	
(1)	①	1階廊下	廊下壁手すり	(材料費)	木製手すり (商品型番)	2	m	2,000	4,000	
				(材料費)	ソケット (商品型番)	3	ヶ	450	1,350	
				(材料費)	エンドブラケット (商品型番)	2	ヶ	500	1,000	
				(施工費)	取付け費用	1	ヶ所	15,000	15,000	
(2)	③	玄関	玄関上がり框	(材料費)	木製踏み台	1	台	15,000	15,000	
				(材料費)	固定金具	4	ヶ	500	2,000	
				(施工費)	取り付け費用	1	ヶ所	15,000	15,000	
(1)	④	屋外階段	支柱立手すり	(材料費)	ステンレス製手すり (商品型番)	5	m	3,000	15,000	
				(材料費)	ステンレス製支柱(商品型番)	10	m	3,000	30,000	
				(材料費)	エンドエルボ (商品型番)	2	ヶ	500	1,000	
				(材料費)	ブラケット (商品型番)	5	ヶ	500	2,500	
				(施工費)	手すり取り付け費用	1	ヶ所	30,000	30,000	
				(施工費)	支柱取り付けコア抜き(穴あけ)費用	5	ヶ所	10,000	50,000	
				小計					181,850	
				値引き					-35	
				合計					200,035	
				消費税					18,185	
				総合計					200,000	

【備考】
(※1)住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け(2) 段差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え
(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2)名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

令和 年 月 日

住宅改修の承諾についてお願い

（賃貸人）

住 所 山梨県富士吉田市下吉田6-1-2

氏 名 吉田 四郎 様

（賃借人）

住 所 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1

氏 名 吉田 太郎

私が賃借している下記（１）の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の通り行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住 宅	名 称	富士吉田アパート	
	所 在 地	山梨県富士吉田市下吉田6-1-1	
	住戸番号		
(2) 住宅改修の概要	個所・部位	内 容	
	廊下	手すりの設置	

承 諾 書

上記について、承諾いたします。
（なお、

）

令和 年 月 日

（賃貸人）

住 所 山梨県富士吉田市下吉田6-1-2

氏 名 吉田 四郎

令和 年 月 日

住宅改修の承諾書

（住宅所有者）

住 所 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1

氏 名 吉田 二郎

私は、下記表示の住宅に、吉田 太郎が
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾します。

住宅の所在地

富士吉田市下吉田六丁目1番1号

介護保険に係る請求・受領権委任書

私に支給される 高額介護サービス費・住宅改修費・福祉用具購入費の請求・受領に係る権限を委任します。

令和 年 月 日

委任される者

住 所： 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号

電話番号： 0555-22-1111

氏 名： 吉田 二郎

委任する者（被保険者）

住 所： 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号

氏 名： 吉田 太郎

介護保険住宅改修費支給申請に係る工事完了届

令和 年 月 日

富士吉田市長 様

申請者 吉田 太郎
被保険者番号
生年月日（昭和 ○ 年○月○日）
住所 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1
連絡先

工事が完成しましたので、別添のとおり関係書類を添えて届け出ます。

改修費用	200,000 円		
着工日	令和 年 月 日	完成日	令和 年 月 日
施行事業者名	株式会社 富士吉田 代表取締役 吉田 三郎 住所 山梨県富士吉田市下吉田 1842 連絡先 0555-22-1111		
工事の内容	☒ (1)手すりの取付け	☐ (2)段差の解消	
	☐ (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	☐ (4)引き戸等への取替え	
	☐ (5)洋式便器等への便器の取替え	☒ (6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	

【關係書類】

- ・ 住宅改修に要した費用に係る領収書（被保険者名のもの）
- ・ 工事費内訳書
- ・ 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（日付入りの写真）
- ・ その他（ ）

様式第1号（第4条関係）

富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）					
フリガナ 被保険者 氏 名	ヨシダ タロウ 吉田 太郎	保険者番号		1 9 2 0 2 1	
		被保険者番号			
生年月日	昭和 ○ 年○月○日生	性 別	男		
所 住	〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1 電話番号 0555-22-1111				
世帯の 長	吉田 二郎	本人との関係（	長男 ）		
世帯の 内 の 管 理 者	廊下 手すりの設置	現地確認の連絡をさせていただきますので日中、連絡の取れる電話番号も記入してください。		月 日	月 日
改修費用			200,000 円		
富士吉田市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費支給を申請します。 なお、当該給付費の受領については、下記の者に委任します。 住所 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1 申請者 電話番号 0555-22-1111 氏名 吉田 太郎					
注意・この申請書に、富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に関する同意書兼誓約書（様式第2号）、介護支援専門員等が作成した理由書、工事費見積書、工事前の状態が確認できる書類等を添付してください。 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。					
上記委任の件、承諾しました。 なお、当該給付費の支給については、弊社の口座に振り込みください。 年 月 日 住 所 山梨県富士吉田市下吉田 1842 受任者 事業者名 株式会社 富士吉田 代表者氏名 代表取締役 吉田 三郎 電話番号 0555-22-1111					

住宅の所有者が被保険者本人でない場合、承諾書が必要です。（家族所有であっても必要です。）

富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費
受領委任払に関する同意書兼誓約書

年 月 日

富士吉田市長 様

事業者（以下「乙」という。）が被保険者（以下「甲」という。）に対して実施する住宅改修において、甲及び乙は、富士吉田市介護保険住宅改修費受領委任払制度実施要綱に従い、下記の各事項を遵守することを誓約し、誠実に住宅改修の受領委任払を行うことに同意します。

（被保険者：甲） 住 所 富士吉田市下吉田6-1-1

氏 名 吉田 太郎

（事業者：乙） 所在地（住所） 山梨県富士吉田市下吉田1842

事業者名 株式会社 富士吉田

代表者名 代表取締役 吉田 三郎

改修工事箇所	☐ 浴室 ☒ 廊下 ☐ 玄関 ☐ 洗面所 ☐ トイレ ☐ 台所 ☐ 階段 ☐ 居室 ☐ その他（ ）
改修工事内容	手すりの設置

記

被保険者：甲が遵守する事項

- 1 受領委任払の対象者は、富士吉田市の被保険者であって、要介護認定又は要支援認定を受け在宅で介護を受けており、介護保険料に滞納がなく、また給付制限等を受けていない者とする。
- 2 住宅改修の工事内容については、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの担当ケアマネジャー等、事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密に事前相談を行うこと。
- 3 乙に介護保険被保険者証・負担割合証を提示すること。
- 4 住宅改修の着工前に住宅改修が必要な理由書・工事費用の見積書・図面・改修前写真・富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に関する同意書兼誓約書を添付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）を富士吉田市長に提出すること。
- 5 工事内容又は見積金額が変更になった場合には、着工前に必ず富士吉田市に連絡すること。
- 6 住宅改修工事の完成後、「住宅改修費に係る住宅改修費用額明細書兼確認書（様式第5号）」に記載されている被保険者自己負担額及び対象外費用を乙へ支払うこと。
- 7 乙へ被保険者自己負担金額を支払った後、介護保険住宅改修費に係る住宅改修費用額明細書兼確認書・領収証・改修後の写真を添付し、介護保険住宅改修費支給申請に係る工事完了届（受領委任払用）を富士吉田市長に提出すること。
- 8 上記4及び7は、乙又は介護支援専門員等に書類提出の代行を依頼することができる。

事業者：乙が順守する事項

- 1 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年厚生労働省告示第95号）に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、富士吉田市の条例及び規則等を遵守すること。
- 2 甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修に当たっては、富士吉田市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。
- 5 施工に係る費用について、「見積書」を作成し、甲に交付すること。その際、見積書には、住宅改修の内容、箇所及び規模並びに住宅改修に要する費用、着工予定年月日、完成予定年月日、施工事業者名及び連絡先等を明記すること。
- 6 住宅改修に関する見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された受領委任払いの取扱いについては、原則として無効となることを甲に説明すること。
- 7 実施要綱第4条第1項に定める富士吉田市介護保険住宅改修費受領委任払制度承認決定通知書により承認されたとおりの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して甲に十分に説明を行うこと。
- 8 住宅改修費については、富士吉田市介護保険住宅改修費受領委任払制度承認決定通知書に記載されている自己負担額の支払いを甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了後、自己負担額の支払を受けたときは、甲に領収証及び介護保険住宅改修費に係る住宅改修費用額明細書兼確認書を発行すること。
- 9 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から5年間保存すること。
- 10 甲が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を富士吉田市長に通知すること。
 - (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。
- 11 富士吉田市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。
- 12 関係法令、通達、富士吉田市の条例、規則若しくは実施要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について富士吉田市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。また、実施要綱第10条に定める受領委任払いの取扱い停止措置について、異議を唱えないこと。
- 13 甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を甲の立場に立って検討し、対処すること。
- 14 事業所の職員は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を漏洩してはならない。また、職員であった者も同様とする。

様式第4号（第6条関係）

富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る
工事完了届（受領委任払用）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者名 吉田 太郎
被保険者番号
生年月日（ 年 月 日）
住 所 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1
連絡先 0555-22-1111

工事が完成しましたので、別添のとおり関係書類を添えて届け出ます。

改修費用	200,000 円		
着工日	年 月 日	完成日	年 月 日
施工事業者名	株式会社 富士吉田 代表取締役 吉田 三郎 住所 山梨県富士吉田市下吉田 1842 連絡先 0555-22-1111		
工事の内容	(1) ■手すりの取付け	(2) 段差の解消	
	(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	(4) 引き戸等への取替え	
	(5) 洋式便器等への便器の取替え	(6) ■その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	

【関係書類】

- ・ 富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る住宅改修費用額明細書兼確認書（様式第5号）
- ・ 自己負担額の記載された領収書等
- ・ 工事費内訳書
- ・ 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（日付入りの写真）
- ・ その他（ ）

様式第5号（第6条関係）

富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る
住宅改修費明細書兼確認書

富士吉田市長 様

年 月 日

住 所 山梨県富士吉田市下吉田 1842
法人等名称
(施行事業者名) 株式会社 富士吉田
代表者名 代表取締役 吉田 三郎

今回の介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費における改修費用及びその明細は次のとおりです。

(税込み)

総費用（総工費） (A + B + C)		200,000 円
介護保険住宅改修 (A + B)	介護保険給付額 (A)	180,000 円
	被保険者自己負担額 (B)	20,000 円
対象外費用 (C) (対象外または保険給付限度額を超過した額)		0 円

上記の金額で工事が完了したことを確認しました。

被保険者氏名 吉田 太郎

被保険者が署名
してください。

年 月 日

富士吉田市長 様

住 所 山梨県富士吉田市下吉田 1842
事 業 者 名 株式会社 富士吉田
代表者氏名 代表取締役 吉田 三郎 印

富士吉田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払請求書

下記のとおり請求いたします。

事業印を捺印して下さい。

記

1 請求金額 180,000 円

2 請求内容 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費（受領委任払）として

3 内訳

被 保 険 者 氏 名	吉 田 太 郎	被 保 険 者 番 号											
改 修 費 用	200,000 円												
本 人 支 払 額	20,000 円												

4 振込先

口 座 振 替 依 頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店 出張所				種 目	口 座 番 号						
	金 融 機 関 コ ー ド				店 舗 コ ー ド				① 普通預金 2 当座預金 3 その他	9	8	7	6	5	4	3
	フ リ ガ ナ 口 座 名 義 人				カブシキガイシャ フジヨシダ ダイキョウトリヤマキョ 3076 サブ01 株式会社 富士吉田 代表取締役 吉田 三郎											

※ 内訳については、 年 月 日付け第 号にて通知した内容を記入してください。